

令和5年1月20日

山梨市長 高木 晴雄 様

山梨市浄化槽事業審議会
会長 名 取 茂 久



山梨市戸別合併浄化槽の今後の維持管理について（答申）

令和4年10月17日付け、梨下水1第10-1号で本審議会に諮問された標記の件について、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

山梨市戸別合併処理浄化槽事業は、令和3年度まで生活環境の保全及び公衆衛生向上の観点から牧丘町及び三富地域において実施されてきました。当事業で整備した市設置型浄化槽は、市が使用料を徴収し施設の維持管理を行っておりますが、近年の少子高齢化の影響により使用者不在等による休止状態の浄化槽が増加傾向にあります。

また、同じ市内でありながら市設置と個人設置の2事業で設置した浄化槽が混在しており、その管理に係る負担においても、市民間で較差が生じております。さらに、国から求められている公営企業会計へ移行した場合には、維持管理に必要な経費に対する使用料収入についても不足している状況にあるため、独立採算の原則により大幅な使用料の値上げが避けられず、将来的に個人設置の維持管理費を上回る使用料となることなどから市設置型浄化槽の管理を見直す必要があると考えられます。

これらのことについて意見が出され、審議の結果、将来的な使用者の経済的負担を抑えるべく、設置後10年を経過した市設置型浄化槽を順次、個人へ無償譲渡することが適当であるとの結論に達しました。

なお、無償譲渡にあたり関係者への十分な説明と共に、譲渡後の適正な管理が行えるよう支援策を確実に実施することを要望します。